## 成田地区計画

開(土 ま ち 一名 異 男 選 男 選 男 選 男 選 男 選 男 選 男 選 男 選 男 選 男	<ul> <li>(い率・容積率)</li> <li>利用の方量</li> <li>主築物の用う</li> <li>【建築できるもの】</li> </ul>	第一種低層住居専用地域(40・60)第一種住居地域(60・200) 戸建専用住宅を主体に、閑静な落ち着きのある住宅地の形成を図る。 ・一戸建の専用住宅 ・兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3各号に定める用途を兼ねたものに限る) ・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 60%以下 40%以下(ただし、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で、特別の場合である。 200㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり) 道路境界線から その他境界線(緑道等・隣地)から 1.5m以上 その他以下 ただし、以下のものについて緩和規定あり。	戸 建 住 宅 B 地 区  ・一戸建の専用住宅 ・兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3第6号に定める用途を 兼ねたものに限る) ・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物  寺定行政庁が定めるものの内にある建築物にあっては、50%以下)	戸 建 住 宅 C 地 区 第一種低層住居専用地域 (40・60) ・一戸建の専用住宅 ・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 ー - 300㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり) 道路境界線から 2.0m以上	
(土 ま ち )	<ul> <li>(い率・容積率)</li> <li>利用の方量</li> <li>主築物の用う</li> <li>【建築できるもの】</li> <li>「</li> <li>「</li> <li>「</li> <li>は、</li> <l< td=""><td>第一種住居地域(60・200)  戸建専用住宅を主体に、閑静な落ち着きのある住宅地の形成を図る。 ・一戸建の専用住宅 ・兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3各号に定める用途を兼ねたものに限る) ・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 60%以下 40%以下 40%以下(ただし、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で、特定の場合である。 200㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり) 道路境界線から その他境界線(緑道等・隣地)から 1.5m以上 その他境界線(緑道等・隣地)から 1.0m以上</td><td>・兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3第6号に定める用途を 兼ねたものに限る) ・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</td><td>・一戸建の専用住宅 ・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</td></l<></ul>	第一種住居地域(60・200)  戸建専用住宅を主体に、閑静な落ち着きのある住宅地の形成を図る。 ・一戸建の専用住宅 ・兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3各号に定める用途を兼ねたものに限る) ・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 60%以下 40%以下 40%以下(ただし、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で、特定の場合である。 200㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり) 道路境界線から その他境界線(緑道等・隣地)から 1.5m以上 その他境界線(緑道等・隣地)から 1.0m以上	・兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3第6号に定める用途を 兼ねたものに限る) ・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物	・一戸建の専用住宅 ・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物	
	t 築物の用う 【建築できるもの】 は な し な よ の は な と の は な し に は に は に に に に に に に に に に に に に	・一戸建の専用住宅 ・兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3各号に定める用途を兼 ねたものに限る) ・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物  60%以下 40%以下 40%以下(ただし、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で、特 200㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり) 道路境界線から その他境界線(緑道等・隣地)から 1.5m以上 その他境界線(緑道等・隣地)から 1.0m以上	・兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3第6号に定める用途を 兼ねたものに限る) ・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物	・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物  300㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり)	
ま ち [を] 変 [ 東] 変	【建築できるもの】 積 2 は い 3 女 地 面 7	・兼用任宅(建築基準法施行令第130条の3各号に定める用途を兼 ねたものに限る) ・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 60%以下 40%以下(ただし、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で、特 200㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり) 道路境界線から その他境界線(緑道等・隣地)から 1.5m以上 ただし、以下のものについて緩和規定あり。	・兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3第6号に定める用途を 兼ねたものに限る) ・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物	・診療所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物  300㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり)	
ま ち ち	世ペいる	4 0 %以下(ただし、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で、特 2 0 0 ㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり) 道路境界線から 1.5 m以上 その他境界線(緑道等・隣地)から 1.0 m以上 ただし、以下のものについて緩和規定あり。	  寺定行政庁が定めるものの内にある建築物にあっては、50%以下)	― 300㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり)	
ま ち ち	世ペいる	4 0 %以下(ただし、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で、特 2 0 0 ㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり) 道路境界線から 1.5 m以上 その他境界線(緑道等・隣地)から 1.0 m以上 ただし、以下のものについて緩和規定あり。	寺定行政庁が定めるものの内にある建築物にあっては、50%以下)	― 300㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり)	
ち <u>男</u> 変	女 地 面 和	2 0 0 ㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり) 道路境界線から 1.5 m以上 その他境界線(緑道等・隣地)から 1.0 m以上 ただし、以下のものについて緩和規定あり。	The state of the s		
延		道路境界線から 1.5m以上 その他境界線(緑道等・隣地)から 1.0m以上 ただし、以下のものについて緩和規定あり。			
		ただし、以下のものについて緩和規定あり。			
			その他境界線(緑道等・隣地)から 1.0m以上		
づく	・外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 ・物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5m以内であるもの。				
建築物の高さい最高高さ10m以下(階段室等について緩和規定あり)				_	
IJ	・各部分の高さは、前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたもの以下		する。(緩和規定あり)		
ル	<b>態・意</b> [	する部分については3.0㎡以下とする。 ・屋根の上へのTVアンテナの設置は禁止する。			
l #				・道路境界線から当該かき又はさくまでの距離はO. 6m以上とし、 道路境界線からの距離が、O. 6m以内の部分は緑地とする。	
ル					
<u> </u>	解説図】				
地		厚建住宅A地区 厚建住宅B地区 0.6m以上 戸建住宅C地 隣地境界線 ▲▶ 隣地境界線	0.6m以上 ① 」辟 1.0 辟 ①	①壁面の位置 戸建住宅A地区ー 道路境界線から 1.5m以上	
区 1	. 0m 壁面後	退の位置 道 自動車 路		その他境界線から 1.0m以上 戸建住宅B地区- 道路境界線から 1.5m以上	
整	a	東庫 境界界	自動車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車	その他境界線から 1.0m以上 戸建住宅C地区一 道路境界線から 2.0m以上	
備	住宅等   住宅等   住宅等   住宅等   住宅等   住宅等   住宅等   日				
計	】 ****				
画 1	1.5m				
<u></u>	道路境界線	0.6m以上の擁壁等   道路境界線   0.6m以上	の擁壁等 〈擁壁のある場合 ② ・	<sup>合)</sup> (2) ⊠ の部分が、軒高2.3m以下 地 かつ、床面積の合計が5㎡以内	
		ı	,		

